

ダイワ MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 自動スweep取引取扱規定

第1条 (規定の趣旨)

この規定は、お客様がひまわり証券株式会社 (以下「当社」といいます。) と契約するダイワ MRF (以下「MRF」といいます。) の自動スweep取引に関する取り決めです。

2 この規定に定めのない事項については、当社が定める MRF 累積投資取引約款により取り扱います。

第2条 (申込方法)

お客様は、当社所定の申込書を当社に提出することにより契約を申込みものとします。

2 お客様が本契約を申込み場合は、「ダイワ MRF 累積投資取引約款」に基づく申込についても同時に行われたものとして取り扱わせていただきます。

3 お客様が、本契約の申込みを行われても、当社が定める委託証拠金、委託保証金に係る取引口座を開設された際に本契約は解約の申し込みが行われたことといたします。

第3条 (自動買付)

お客様が金銭を当社に払い込む場合、特にお客様より申出がない限り、当社は払込金の受入れをもって MRF の取得の申込みがあったものとして取扱います。

2 当社は、有価証券その他当社において取扱う証券・証書・権利または商品 (以下「有価証券」といいます。) の利金・収益分配金・配当金・償還金・売却代金または解約代金のうち、当社において支払われるものについてその支払があったとき、特にお客様から申し出がない限り MRF の買付を行います。

3 お客様が有価証券等の買付代金等を超える額の入金を当該買付代金等の受渡日前日または当日に行った場合は、その差額について、特にお客様から申し出がない限り入金日に MRF の買付の申込があったものとして取扱います。

第4条 (自動換金)

当社はおお客様の有価証券の買付代金等に不足が生じる場合は、特にお客様からの申し出がない限り MRF を換金し不足金に充当します。なお、お客様の MRF の換金可能額が不足金額に満たない場合は MRF の残高全てを換金するものとします。ただし、再投資前の分配金は除きます。

2 お客様が当社に現金残高を超える額の金銭の引出請求を行った場合は、その差額分について MRF の換金のお申込があったものとして換金を行います。

第5条 (申込事項の変更)

改名、転居ならびに届出印の変更などお申込事項に変更があったときは、お客様は所定の

用紙により遅滞なく当社に届出させていただきます。

2 前項のお届出があったときは、当社はお客様より戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

第6条（解除）

本契約は、次のいずれかに該当したときに解除されます。

- (1) お客様が本契約を解除した場合
- (2) やむを得ない事由により、当社が本契約の解約を申し出た場合
- (3) 当社が定める委託証拠金、委託保証金に係る取引口座を開設されたことにより、本契約における解約の申し込みが行われたこととなった場合

第7条（免責事項）

本契約は、次の事由によって生じた損害については、その責を負いません。

(1) お客様の認証番号をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に届出られている認証番号と一致することを当社が確認して行ったこの契約に基づく MRF の返還およびその分配金の支払いを行った場合。

(2) 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または、印影もしくは認証番号が届出のものと相違するため、この契約に基づく MRF の返還およびその分配金の支払いを行わなかった場合。

(3) 天災・地変・その他の不可抗力により、この契約に基づく MRF の取得または返還、もしくはその分配金の支払いが遅延し、または不能となった場合。

(4) その他、別に定めるひまわり証券の「証券総合取引約款」、「インターネット取引約款」等に基づく当社の免責事項による損害。

第8条（規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは変更されることがあります。

平成 21 年 8 月